

日本赤十字社村上市地区掲示板設置要綱

<目的>

- ① この要綱は、町内、集落が地域住民に対する広報伝達のため設置する掲示板について、必要な事項を定めるものとする。

<設置対象及び条件>

- ① 掲示板の設置は、各町内、集落内に設置する。
- ② 掲示板の一部に、「日本赤十字社村上市地区」の文字を入れることとする。
- ③ 掲示板の設置は、原則として各町内、集落に一基とする。
- ④ 掲示板の設置は、新設及び建て替えに限る。但し、新設、建て替えとも年度予算の範囲内とし、建て替えについては、※1. 建て替えの基準を満たすものか否か現地調査を行い決定するものとする。

<設置及び建て替えの経費>

- ① 掲示板設置及び建て替えの経費は、日本赤十字社村上市地区に交付される事業費をこれに充てるものとする。

<維持管理>

- ① 修繕、移設等の維持管理は、各町内、集落が行うものとする。

<申請と決定>

- ① 掲示板の設置を希望する場合は、所定の掲示板設置申請書(別紙様式1)を、日本赤十字社村上市地区長に提出するものとする。
- ② 設置の決定は、日本赤十字社村上市地区長が行うものとする。

<設置工事>

- ① 原則、設置工事は日本赤十字社村上市地区に一任するものとする。

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

※ 1 設置年数、災害等不慮の事故での破損等考案し別に定める。